

● 郵送等による書類の提出日（主な源泉所得税関係書類の提出日一覧）

	手 続 名 称	書類の提出日 発信主義 到達主義
か	外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付(追加)申請	○
	簡易な公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出の特例に関する承認申請	○
き	給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出	○
	給与所得者の基礎控除の申告	○
	給与所得者の配偶者控除等の申告	○
	給与所得者の扶養控除等の（異動）申告	○
	給与所得者の保険料控除の申告	○
け	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請	○
	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出	○
	源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付請求	○
	源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額の還付請求	○
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請	○
	源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなった場合の届出	○
	源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書	○
	源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出	○
	源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更の届出	○
こ	公的年金等の受給者の扶養親族等の申告	○
し	住宅借入金等特別控除の申告	○
	従たる給与についての扶養控除等の（異動）申告	○
	所得金額調整控除の申告	○
そ	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求	○
	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）	○
	租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るもの）	○
	租税条約に関する申請（外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予）	○

手 続 名 称	書類の提出日	
	発信主義	到達主義
租税条約に関する届出（外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減）		○
租税条約に関する届出（教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除）		○
租税条約に関する届出（自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除）		○
租税条約に関する届出（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）		○
租税条約に関する届出（所得税法第161条第1項第7号から第11号まで、第13号、第15号又は第16号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除）		○
租税条約に関する届出（人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除）		○
租税条約に関する届出（退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除）		○
租税条約に関する届出（配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）		○
租税条約に関する届出（利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）		○
租税条約に関する届出（組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除）		○
租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求（割引国債以外の発行時に源泉徴収の対象となる割引債用）		○
租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求（発行時に源泉徴収の対象となる割引国債用）		○
租税条約に基づく認定を受けるための申請		○
た 退職所得の受給に関する申告		○
ち 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請		○
と 投資組合契約の外国組合員に対する課税の特例に関する申告及び変更申告		○
特 定退職金共済団体に関する承認申請		○
定 特定退職金共済団体に関する変更承認申請		○
ね 年末調整による不足額徴収繰延の承認申請		○
め 免税芸能法人等に関する届出		○

- (注) 1 「到達主義」とは、税務手続に関する書類の提出日が、税務官庁に到着した日となることをいいます。
- 2 「発信主義」とは、税務手続に関する書類が郵便や信書便により提出された場合、その郵便物や信書便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされることがあります。